○経済産業省告示第百九十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年九月四日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5185	株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号	平成二十五年六月二十七日から平成二十六年六月二十六日まで
5186	ササ井鋼建株式会社	富山県富山市針原中町三百四十二番地	平成二十五年六月二十八日から平成二十六年六月二十七日まで
5187	株式会社金谷工務店	富山県富山市五福四千五百四十八番地	平成二十五年七月十二日から平成二十六年七月十一日まで
5188	工立化成株式会社	神奈川県横浜市港北区新羽町字中町一千百八十番地二号	平成二十五年七月二十六日から平成二十六年七月二十五日まで
5189	株式会社釧路丸水	北海道白糠郡白糠町庶路甲区六番地五百七十七	平成二十五年七月三十日から平成二十六年七月二十九日まで

○国土交通省告示第八百三十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

「岡山空港」の下に「、佐賀空港、新石垣空港」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年九月四日から施行する。

○国土交通省告示第八百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

恋ケ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第十号で指定した小屋川及び支川に掲げる土地の区域を除く。）

三重県松阪市飯高町七日市

字恋ケ谷　一一一二番　一号

一一一四番　三号

一一一五番一　四号

一一一二番　五号

一一一五番　六号

三九八番　八号

一一一〇番　二号

三九九番　七号

字八尻

字あんがいと

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

火ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県北牟婁郡紀北町海山区上里

字出戸庵

三九四番二地先道路敷　一号

三九四番八　二号

三九三番三　三号

字悪水小川内道上

三九二番一　四号

三九二番三　五号及び六号

三八九番四　七号

三八九番四地先道路敷　八号

○国土交通省告示第八百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀川及び堀川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十二年建設省告示第三千八百九十五号で指定した同号二三に掲げる土地の区域を除く。）

福井県三方上中郡若狭町小川

一三号柳槻　一番一及び一番二

二番から四番まで

五番一から五番三まで

六番一及び六番二

一八番から二八番まで

二九番一及び二九番二

三〇番一及び三〇番二

三一番

三四番から五七番まで

一番一及び一番二

二番及び三番

五番及び六番

七番一及び七番二

八番から一三番まで

一番

一五号南阪

二番一及び二番二

三番及び四番

五番一から五番三まで

六番から九番まで

一〇番一及び一〇番二

一一番から三〇番まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

サコ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第二百二十号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

福井県大飯郡高浜町上車持

九字佐古谷　一番　三号及び四号

二番　二号及び五号

三番　六号

四番　一号

六番　七号

○国土交通省告示第八百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝沢（2）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡滝沢村滝沢

字外山　二〇四番三七　一号

二〇四番一三　二号から十号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉里吉里の沢（2）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里二丁目

五番二　一号及び二号

二一二三番一　十四号

二二一番四　十五号

二二二番四地先道路敷　十六号

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第二〇地割

字犬追　二七番　三号

二七番一　四号から六号まで

二七番二　七号

二七番九　八号

一二番一　十三号

二六番九　九号及び十号

二六番一〇　十一号

二六番一一　十二号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新町の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県宮古市横町

一二一番二　一号から二十八号まで